

一般財団法人海外産業人材育成協会定款

制定日 平成 25 年 4 月 1 日

最新改正 令和 3 年 3 月 23 日

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本財団は、一般財団法人海外産業人材育成協会（英文名 The Association for Overseas Technical Cooperation and Sustainable Partnerships 略称「AOTS」）と称する。

2 本財団は、第 48 条第 3 項に規定する事務局の名称として、海外技術者研修協会（英文名：The Association for Overseas Technical Scholarship、略称 AOTS）、海外貿易開発協会（英文名：Japan Overseas Development Corporation、略称 JODC）或いは、英文名 The Overseas Human Resources and Industry Development Association、略称 HIDA を用いることができる。

(事務所)

第 2 条 本財団は、主たる事務所を東京都足立区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所等を置くことができる。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 本財団は、産業国際化の推進、貿易の振興、投資活動の促進及び国際経済協力に関する事業を行い、もって我が国と海外諸国の相互の経済発展及び友好関係の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本財団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 国内外の産業及び人材の育成に必要な研修生等の受入及び研修を行うこと。
- 二 国内外の産業及び人材の育成に必要な専門家等の派遣を行うこと。
- 三 国内外の産業及び人材の育成に関する調査等を行うこと。
- 四 国内外の人材の育成に必要な施設の管理及び運営を行うこと。
- 五 国内外の産業及び人材の育成に必要な有料職業紹介を行うこと。
- 六 国内外の産業及び人材の育成に必要な旅行業を行うこと。
- 七 開発途上地域における産業の育成に資する我が国中小企業の海外投資の円滑化を図るために必要な資金の貸付及びこれに関連する調査を行うこと。
- 八 その他本財団の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第 3 章 資産及び会計

(基本財産)

第 5 条 本財団の目的である事業を行うために不可欠な財産を基本財産とし、次に掲げる財産をもって構成する。

- 一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項にお

いて読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記の日の前日に基本財産として保有していた財産

二 評議員会の決議によって基本財産に繰り入れた財産

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会の承認を受けなければならない。

(財産の管理)

第6条 本財団の資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議により別に定める。ただし、その用途又は管理の方法を指定して寄付された財産については、その指定に従わなければならない。

(事業年度)

第7条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 本財団の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第三号から第五号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告書

二 事業報告書の附属明細書

三 貸借対照表

四 正味財産増減計算書

五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号の書類については、定時評議員会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告、会計監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(会計の原則)

第10条 本財団の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 本財団に評議員7名以上15名以内を置く。

(評議員の選任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

3 評議員は、第 11 条に定める定数に足りなくなる場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第 14 条 評議員は無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

第 5 章 評議員会

(評議員会の構成及び権限)

第 15 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額
- 三 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 四 定款の変更
- 五 残余財産の処分
- 六 基本財産の処分又は除外の承認
- 七 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第 16 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 18 条 評議員会の議長は、会議の都度、出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- 一 監事の解任
- 二 定款の変更
- 三 基本財産の処分又は除外の承認
- 四 その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員

(当該事項について議決に加わることができるものに限る)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長及び出席した評議員2名が前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員及び会計監査人等

(役員及び会計監査人の設置)

第23条 本財団に、次の役員を置く。

一 理事10名以上20名以内

二 監事2名以内

2 理事のうち、1名を会長、1名を理事長とする。

3 理事のうち、1名を副会長、2名以内を専務理事、5名以内を常務理事とすることができる。

4 会長、副会長及び理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

5 専務理事、常務理事を一般法人法第91条第1項第2項の業務執行理事とし、また、その他の理事のうち2名以内を同法第91条第1項第2項の業務執行理事とすることができる。

6 本財団に、会計監査人1名を置く。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議により選任する。

2 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事は、理事会の決議により選定する。

3 監事及び会計監査人は、本財団の理事又は使用人を兼ねることが出来ない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会で別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

4 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事の業務分担は以下のとおりとする。

一 会長は、本財団を代表し、業務を統轄する。

二 副会長は、本財団を代表し、会長の指示に従い、本財団の事業の実施に関して会長を補佐する。

三 理事長は、本財団を代表し、会長を補佐して、業務を統轄する。

四 専務理事は、会長及び理事長を補佐して、業務を執行する。

五 常務理事は、理事長及び専務理事を補佐して、業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条の2 会計監査人は、法令の定めるところにより、この法人の貸借対照表、正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員として選任された理事の任期は、他の現任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、その会計監査人を評議員会の決議によって解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が前項第一号から第三号までのいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、その会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。

(役員等の報酬)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、報酬を支給することができる。その額については、評議員会が別に定める役員等の報酬規程による。

2 役員には、その職務を執行するために要する費用を支払うことができる。

3 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の免除又は限定)

第30条 本財団は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 本財団は、一般法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）又は会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本財団の法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、理事長、専務理事、常務理事及び常勤役員を選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することは出来ない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財
- 三 重要な使用人の選任及び解任
- 四 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- 五 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本財団の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備
- 六 第30条第1項の規定に基づく役員責任の免除

(種類及び開催)

第33条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- 一 会長が必要と認めたとき。
- 二 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- 三 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- 四 監事から招集の請求があった時、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第三号により理事が招集する場合及び前条第3項第四号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第三号による場合は、理事が、前条第3項第四号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第二号又は第四号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の7日前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第33条第3項第三号又は第四号の規定により臨時理事会を開催したときには、出席した理事の互選により議長を定める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときには、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長、理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第40条 この定款は、評議員会の決議をよって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条並びに第12条についても適用する。

(合併等)

第41条 本財団は、評議員会において、評議員の決議によって、他の一般法人法上の法人の合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第42条 本財団は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(剰余金及び残余財産の処分)

第43条 本財団は、剰余金の分配を行うことができない。

2 本財団が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第1項第十七号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補則

(顧問及び相談役)

第44条 本財団に、顧問及び相談役をそれぞれ若干名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の決議を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問及び相談役は、本財団の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第27条第1項の規定は、顧問及び相談役について準用する。

5 顧問及び相談役に関する報酬の支給、その他の必要な事項は、理事長が別に定める。

(特別参与及び参与)

第45条 本財団に、特別参与及び参与を5人以内置くことができる。

2 特別参与及び参与は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のうちから、理事会の決議を得て、会長がこれを委嘱する。

3 特別参与及び参与は、本財団の業務の処理に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 第27条第1項及び前条第5項の規定は、特別参与及び参与について準用する。

(賛助会員)

第46条 本財団の目的に賛同し、賛助会費を納入したものを賛助会員とする。

(公告)

第47条 本財団の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

(事務局)

第48条 本財団の事務を処理するため、事務局を設置して所要の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を得て理事長が別に定める。

(実施細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本財団の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長により別に定める。

附 則

1 この定款は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 本財団の最初の代表理事は伊藤源嗣、金子和夫とする。

4 本財団の最初の業務執行理事は小林哲郎、片岡吉道、春原憲一郎、米田裕之とする。

附 則 (定款変更 平成29年6月29日評議員会決議)

この定款は、平成29年7月1日から施行する。(総務G)

附 則 (定款変更 令和3年3月23日評議員会決議)

この定款は、令和3年4月1日から施行する。(総務・人事G)

以上